

第 1 号様式（第 9 条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和 7 年度	次回見直し予定	令和 12 年度
条 例 名	神奈川県地球温暖化対策推進条例				
条 例 番 号	平成 21 年神奈川県条例第 57 号	法 規 集	第 5 編第 1 章		
所 管 室 課	環境農政局脱炭素戦略本部室				
条 例 の 概 要	2050年までの脱炭素社会の実現に向け、事業者及び県民の自主的な取組を促進し地球温暖化対策の推進を図り、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	地球温暖化は喫緊の課題であり、県、事業者、県民、建築主等の各主体が地球温暖化対策に取り組むべき必要性は、より高まっている。本条例は、地球温暖化対策に関する施策について必要な事項を定めており、引き続き必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例に基づき定める地球温暖化対策計画では、県内における温室効果ガスの排出量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項を定めており、地球温暖化に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られている。 また、本条例に基づく温暖化対策計画書制度により、温室効果ガス排出量の多い一定規模以上の事業者、建築主、開発事業者の自主的な地球温暖化対策が促進されている。			・ 事業活動温暖化対策計画書等の届出事業者数（令和 6 年度）579件（うち中小規模事業者数48件） ・ 建築物温暖化対策計画書の届出数（令和 2 ～ 6 年度）588件 ・ 特定開発事業温暖化対策計画書の届出数（令和 2 ～ 6 年度）62件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	本条例で各主体の責務を明記するとともに、自主的な取組を促進することを定め、各主体の役割分担による効率的な目的の達成を図っている。 特に、事業活動温暖化対策計画書制度については、事業者による脱炭素化の取組を県が評価する仕組みを導入することで、事業者の意欲を向上させ、自主的な取組の後押しを図り、条例改正（令和 6 年10月22日公布、令和 7 年 4 月 1 日施行）を行ったところである。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	「新かながわグランドデザイン」において、本条例に基づき定める地球温暖化対策計画は、総合計画における政策分野「環境・エネルギー」の軸となる個別計画に位置づけられ、地球温暖化対策計画に基づき県が取り組む施策の基本方向も総合計画と整合が図られていることから、県政の基本方針に沿ったものとなっている。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図るためのものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等	

